

平成 21 年度 主要税制改正項目の概要

平成 21 年 1 月
 厚生労働省

問い合わせ先：
社会保障担当参事官室 政策第二係
山田章平、佐野耕作
(代) 03-5253-1111 (内線7693)
労働政策担当参事官室 企画第二係
田平浩二、亀井遵児
(代) 03-5253-1111 (内線7991)

平成21年度 主要税制改正項目（目次）

第1 健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

- 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に係る非課税措置の創設 2
- 医療関係者の養成所に係る非課税措置の創設 3
- 医療用機器等の特別償却制度の適用期限の延長 4
- 新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の創設 5

第2 働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現

- 障害者を多数雇用する事業所に係る特例措置の延長 6

第3 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

第4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現と少子化対策の推進

- 確定拠出年金関連の税制 7
- 療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長 9
- 生命保険料控除の改組 10
- 高齢者等の住居に係る税制上の優遇措置 11

第5 障害者の自立支援の推進

- パラリンピックメダリストに対する報奨金に係る非課税措置の創設 12

第6 各種施策の推進

- 生活衛生関係営業関連の税制 13
- 海外子会社利益の国内還流のための国際租税改革 14

社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に係る非課税措置の創設（固定資産税等）

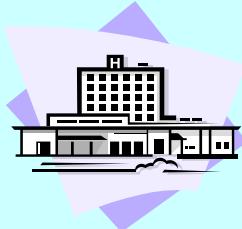
内容

地域の救急医療、へき地医療、産科・小児科医療などを守るために、都道府県の医療計画に基づき特に地域で必要な医療の提供を担う社会医療法人について、救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療）を行う病院及び診療所に係る固定資産税等の非課税措置を創設する。

【固定資産税、都市計画税、不動産取得税】

社会医療法人

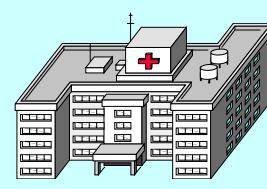
救急医療



周産期医療



小児救急医療



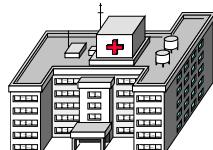
災害医療



へき地医療



その他の病院



その他の診療所



救急医療等確保事業を行う病院及び診療所

【平成21年度改正案：病院及び診療所全体を非課税】

救急医療等確保事業を行わない病院及び診療所

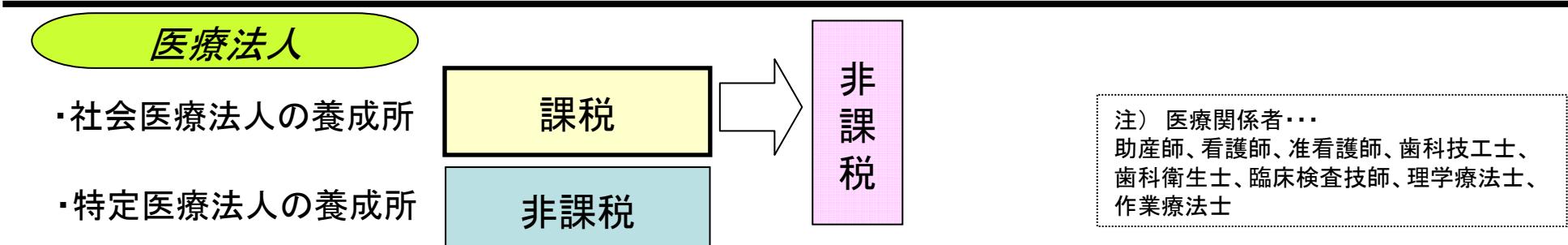
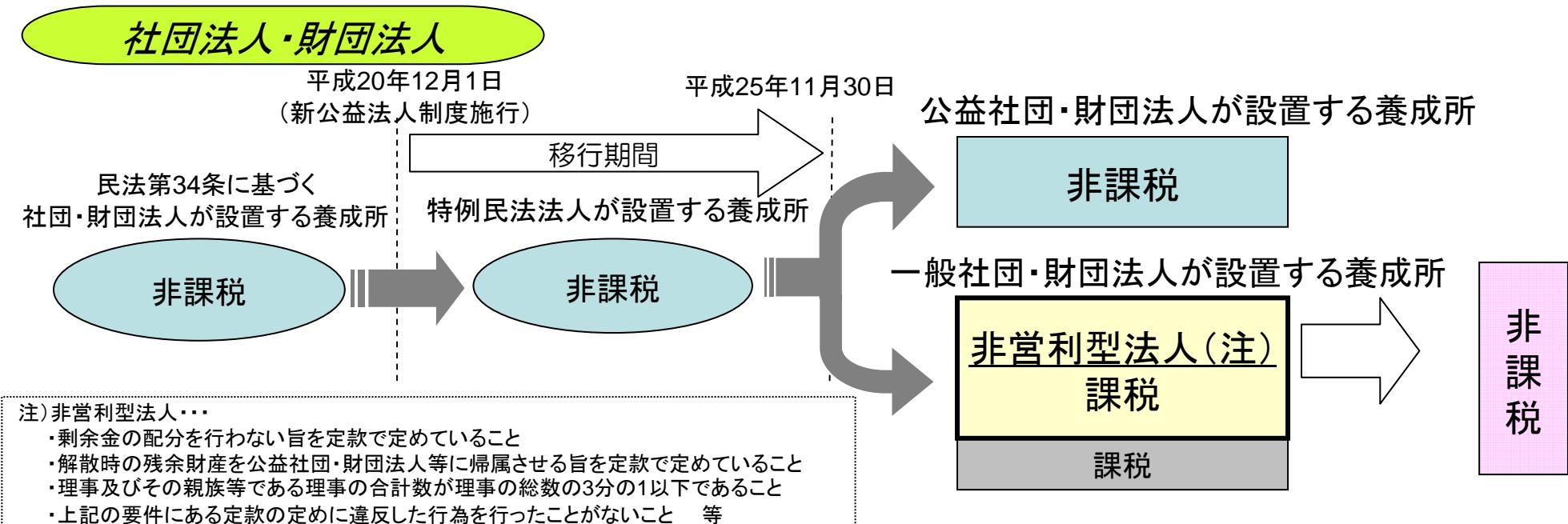
【従前どおりの取扱い：課税】

※ 救急医療等確保事業を行っている病院及び診療所については、有料駐車場等を除き、病院及び診療所全体を非課税。救急医療等確保事業を行っていない病院及び診療所は非課税措置の対象とならない。

医療関係者の養成所に係る非課税措置の創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）

内容

看護師等の医療関係者を確実に養成するため、医療関係者の養成所について、固定資産税、都市計画税、不動産取得税の非課税措置を創設する。



※この他にも、社会福祉法人、(独)労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会、国家公務員共済組合及びその連合会が設置する医療関係者の養成所についても同様の非課税措置が講じられた。